

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令の一部を改正する政令案要綱

一 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（以下「法」という。）第六条第二項第四号の政令で定める卵及び種子として、ベニエリルリゴキブリの卵を追加すること。
（第二条関係）

二 法第四条第三項の政令で定める国内希少野生動植物種として、ウスオビルリゴキブリ等を追加すること。
（別表第一関係）

三 法第四条第四項の政令で定める国際希少野生動植物種として、パキユポデイウム・ウインドソリイを追加すること。
（別表第二関係）

四 その他所要の規定の整備を行うこと。

五 この政令は、令和六年二月十三日から施行すること。
（附則関係）